

長野県レジ袋無料配布中止事業者登録実施要綱

(目的)

第1条 不要なレジ袋の削減を通じて県民の生活全般に3Rの輪を広げ、持続可能な循環型社会の形成及びCO₂削減による地球温暖化防止対策をさらに推進することにより美しい信州を将来へ引き継ぐために、レジ袋削減に最も効果のある無料配布中止を実施する小売店等を「長野県レジ袋無料配布中止店舗」（以下「登録店」という。）として登録し、取組を周知する。

(対象)

第2条 長野県内において小売業等に属する事業を行う「事業者」または「店舗」（以下「事業者等」という。）で、当該店舗等において、レジ袋の無料配布中止の取組を行う場合（既に取組を行っている場合を含む）に、登録店として登録できるものとする。

(登録の方法)

第3条 第2条により登録を希望する事業者等は、申込書（様式1）に必要事項を記載のうえ、当該店舗等が所在する長野県の各地域振興局（以下「地域振興局」という。）を経由し長野県環境部資源循環推進課（以下「資源循環推進課」という。）に提出するものとする。

- 2 前項において複数店舗を有する事業者等にあつては、本社、本店又は代表店が所在する地域振興局を経由し、資源循環推進課に提出するものとする。
- 3 資源循環推進課は、申込書が提出された場合には、当該事業者等を登録店として登録し、登録証及び登録ステッカーを登録店に交付するとともに、ホームページでの公表等を実施するものとする。
- 4 登録店は、店頭に登録ステッカーを掲示するなど、レジ袋の無料配布を中止することについて消費者への周知を図るものとする。

(取組の促進)

第4条 登録店は、消費者にレジ袋を無料配布せず、マイバッグ等の持参を呼び掛けるなど、レジ袋の削減に努めるものとする。

- 2 資源循環推進課は、市町村及び消費者団体等と連携し、登録店が行うレジ袋無料配布中止の取組を支援するとともに、ホームページでの公表等により、登録店のレジ袋無料配布中止の取組の周知に努めるものとする。

(登録の変更)

第5条 登録店は、申込書の内容に変更が生じる場合は、変更届（様式2）を

速やかに地域振興局を経由し、資源循環推進課に提出するものとする。

- 2 資源循環推進課は、変更届が提出された場合には、必要があると認めた場合に、ホームページを書き換えるなど必要な広報を行うものとする。

(登録の辞退)

第6条 登録店は、レジ袋無料配布中止の取組に関して、登録を辞退しようとする場合は、資源循環推進課に申し出て事情を説明した上で、辞退届（様式3）と登録ステッカーを速やかに地域振興局を経由し、資源循環推進課に提出するものとする。

- 2 資源循環推進課は、辞退届が提出された場合には、ホームページを書き換えるなど必要な広報を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成25年5月23日から施行する。

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

この要綱は平成29年4月1日から施行する。